Q...主文 .

本件控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事実

控訴代理人は、「原判決を取り消す。被控訴人が昭和四五年六月二七日訴外A、同B、同C、同Dおよび同Eを訴外学校法人P学園の仮理事に選任した処分を取り消す。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、主文第一項と同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張、証拠関係は、次に付加するほかは、原判決の事実欄に 記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴代理人は、

二、右破産宣告当時における理事(原判決一四枚目裏(2)参照)は、訴外学園再建のために新任された理事であり、債権者の意向を代弁するものである。そして、右理事らによつて構成される理事会により控訴人Gは学長理事長として信頼が確認されたものである。

三、本件仮理事の選任処分当時、控訴人Gを理事長とする理事会は存在していた。四、本件において、破産管財人Hが独自の意思に基づき、なんらの手続をもとらず、一片の通告書をもつてG学長を解任しようとしたことは、教育公務員特例法の精神および大学の自治、学問の自由の法理に反し、違法である。

五、私立学校の役員(理事ないし学長)の欠格事由は私立学校法三八条の準用する学校教育法九条によるのであり、これよりも民法施行法二七条が優先するものではない。仮に控訴人Gが仮理事選任処分当時破産者であることにより学校法人の理事たる資格を喪失していたとしても、他の理事は全員適法に理事たる地位にあつたから、理事の欠けたときにはあたらない。

六、訴外学園は、その名称を昭和四八年九月二〇日学校法人S学校と変更し、同年一〇月四日その旨の登記を了した。

と陳述し、

被控訴代理人は、

では、本件仮理事選任処分の日の以前である昭和四四年二月二七日付そのころ到着の解任の意思表示により控訴人Gの学長の地位は消滅していたとるが、してあるとしての地位を有していたと認められるとのであるとしての地位を有していたと認められるとのであるとしての地位を有していたと認められるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのである。との訴外学園の寄附行為九条一号の規定は、民法にの理事には、の理事には、日本の理事を受けたというである。との訴外学園の寄附行為によれば、いわゆる桑原理事会の明明をである。とのである場合には、いわゆる桑原理事会の理事会の理事会の理事会の理事を担け、「日本の理事が、「日本の理事をである場合には、「日本の理事をである。とのでは、「日本の理事のをは、「日本の理事のとは、「日本の理事のとは、「日本の理事のとは、「日本の理事のとは、「日本の理事のとは、「日本の理事のと、「日本の理事のとは、「日本の理事のと、「日本の理事のと、「日本の理事のと、「日本の理事のは、「日本の理事のは、「日本の理事のは、「日本の理事のと、「日本の理事のは、「日本の理事のは、「日本の理事のは、「日本の理事のは、「日本の理事のは、「日本の理事のは、「日本の理事のは、「日本の理事のは、「日本の理事のは、「日本の理事のは、「日本の理事のは、「日本のでは、「日本のは、「日本のでは、「日本のは、「日本のでは

とおり、その破産により法人の理事たりうる資格を喪失していたのであるから、右2ないし3の規定によつて選任されたその余の理事全員についても、その選任の基礎たる1の理事が理事たりうる資格を欠いていたのであるから、その選任は無効である。と陳述した。

(証拠関係省略)

〇 理由

一、当裁判所は、控訴人らの本訴請求をいずれも理由がないと判断するが、その理由の詳細は、次に付加するほかは、原判決の理由欄に記載のとおりであるから、これを引用する。

学校法人と理事との関係は委任ないし委任類似の関係であり、学校法人が破産 の宣告を受けた場合には、特段の事情のないかぎり、右の委任ないし委任類似の関 係は、民法六五三条により終了し、理事がその地位を失うに至るものであり、本件 において右特段の事情の認められないこと、訴外学園の場合においては、後任理事 の選任は前理事の善処義務に含まれないものであること、昭和四三年七月二日訴外学園の破産宣告により、当時の理事はその地位を失い、この破産宣告により訴外学 園の学長たる理事も理事たる地位を失い、他の理事の選任権をも失うに至ること その結果訴外学園の寄附行為九条一項によつて選任された学長以外の他の理事(控 訴人G以外の控訴人らおよび訴外Ⅰ)は、いずれも理事たる地位を取得しなかつた ものであり、本件仮理事選任処分当時、訴外学園には理事が欠け、その選任の遅滞 の損害を生ずるおそれのあつた状態であつたものであることは、原判決の認定判断 するとおりである。当審で新たに提出された甲第三六号証以下および当審の証人 J、K、L、M、N、Oの各証言も右認定を左右するものではない。 当審証人N、同Jの各証言ならびに原審における控訴人G本人の供述中の本件破産 宣告当時本件学園が債務の支払不能の状態になかつた旨の部分は、原審における証 人Rの証言に照し信用しない。その他控訴人ら提出援用の全証拠によつても、本件 破産宣告当時本件学園が債務の支払不能の状態になかつたことを認めるに足りない から、右事実を前提とする控訴人らの主張は採用しない。 ただし、原判決二二枚目裏一行目の「ある。」の次に一更に詳論すれば、学校法人

定は、 でいる。。 でいる。。 でいる。。 がでいる。。 がでいる。。 がでいる。。 がでいる。。 が大学園の寄附行為九条一項によれば、これらの理事を関次のである。 のでは、これが同条一項になっている。 では、これが同条の理事を選任し、のでのである。 を選任している。 のでは理事が存在しているのである。 では、まれらの理事を関がです。 では、まれらの理事を関がです。 では、まれらの理事を関がです。 では、まれらのである。 では、まれらいのである。 では、まれらのでのよりには、 では、まれらのである。 では、まれらいのである。 では、まれらいである。 では、まれらいでのよりには、 では、まれらいでのよりには、 では、まれらいである。 では、まれらいでのよりのでは、 では、まれらいでのよりのでは、 では、まれらいでのよりのでは、 では、まれらいでのよりのでは、 では、まれらいでのよりのでは、 では、まれらいでのよりのでは、 では、まれらいでのよりのでは、 では、まれらいでのよりのでは、 では、まれらいでは、 はは、まれらいでは、 はは、まれらいでは、 はは、まれらいでは、 はは、まれらいでは、 はないできないものである。 従って、 ができないものである。 できないものである。 できないものである。 では、まれらいできないものである。 できないものである。 では、まれらいできないものである。 できないものである。 できないものである。 では、まれらいできないものである。 できないものできないものである。 できないものできないものである。 ても、学長が破産者である場合には、その学長は理事たる資格を有しないものといわざるをえない。)。また、控訴人Gが訴外学園の破産により学長の地位を失わないとしても、その理事たる資格を有しないことも前記により明らかである。以上に説示したところによつて、控訴代理人が当審でした前記二ないし五の主張の理由のないことは明らかである。従つて、この主張は採用できない。四、訴外学園がその名称を昭和四八年九月二〇日学校法人S大学と変更し、同年一〇月四日その旨の登記を経たことは、被控訴人の明らかに争わないところである。五、そうすれば、控訴人らの本訴請求を棄却した原判決は相当で、控訴人らの控訴は理由がないから、これを棄却すべきである。そこで、訴訟費用の負担につき民訴法九五条、八九条、九三条を適用し、主文のとおり判決する。(裁判官 満田文彦 鈴木重信、小田原満知子)